

個人型確定拠出年金

# 事業主の手引き

国民年金基金連合会

TEL 03-5411-6129

<http://www.npfa.or.jp/401K>

2011年4月

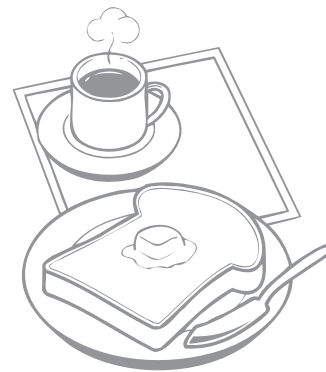
## 事業主の方へ

- このたび、個人型確定拠出年金（「**個人型年金**」と称します。）の加入者となる従業員（第2号加入者）を使用する事業所として、登録させていただきました。（個人型年金規約に基づき「**登録事業所**」と称します。）
- この手引きは、個人型年金の第2号加入者のために、登録事業所の事業主の皆様にご協力いただきたい事項をご説明するために作成したものです。
- この手引きとともに「**事業所登録通知書**」をお送りしておりますが、「事業所登録通知書」に記載された「**登録事業所番号**」は、貴事業所の従業員が新規に加入の申込をするときや、事業主の皆様や加入者が様々な届出をする際に必要になりますので、お手元にお控えいただくとともに、貴事業所の加入者および加入しようとしている従業員に周知してください。
- なお、新規の加入申出や、諸届出は原則として国民年金基金連合会から委託を受けて受付業務を行う金融機関（「**受付金融機関**」と称します。）に提出することになっています。
- 貴事業所の従業員のため、事業主の皆様のご協力をお願いいたします。

### ● 担当の国民年金基金について

事業主の皆さんからのお問い合わせやご相談については、原則として事業所の所在地の都道府県の国民年金基金において承ります。（担当となる基金は、事業所登録通知書に記載されております。）

- ただし、事業主が職能型の国民年金基金を指定した場合は、当該職能型国民年金基金が担当となります。
- この小冊子の末尾に個人型年金の業務を行う国民年金基金の一覧表がありますので、ご参照ください。



## 目次

1. 個人型年金の加入申込と事業主証明書について	5
2. 掛金の納付について	9
3. 源泉徴収について	11
4. 退職者の掛金の取扱いについて	12
5. こんなときには届出を（届出一覧）	13
<b>(1) 事業主に関する事項の変更</b>	
① 事業所の名称または所在地が変わったとき	18
② 掛金の引落口座や金融機関を変更するとき	19
③ 掛金納付の方法を変更するとき	20
④ 登録事業所を廃止するとき	22
<b>(2) 加入者に関する事項の変更</b>	
① 加入者が他の登録事業所から転職してきたとき	25
② 第1号加入者（自営業者等で個人型年金に加入していたもの）を採用したとき	27
③ 加入者が退職することとなったとき	29
④ 加入者が掛金額を変更するとき	33
付表 業務を行う国民年金基金の一覧表	34

## 1. 個人型年金の加入申込と事業主証明書について

●企業年金制度等の対象者ではない企業の従業員でも、公的年金に上乘せされる年金を、個人型年金で形成することができます。

具体的には次の要件のすべてに該当する者は、個人型年金の第2号加入者となることができます。

1. 国民年金法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者であること
2. 事業所において企業型年金を実施していないこと。  
実施している場合は、企業型年金の加入者の資格を有しておらず、かつ次に該当しないこと
  - (1) 一定の勤続年数または年齢に達しないために企業型年金加入者とならない者
  - (2) 企業型年金加入者とならないことを選択した者
3. 事業所において確定給付の企業年金制度を実施していないこと。実施している場合は、当該制度の加入者等の資格を有していないこと
4. 国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員でないこと
5. 私立学校教職員共済制度の加入者でないこと

- 従業員が個人型年金への加入申込をするにあたっては、法令上、上記の資格要件に関する事業主の証明(「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101)」)が必要とされています。

また、以下の場合にも事業主の方の証明が必要です。

### 1. 年1回の現況届(第2号加入者の加入資格に関する届出)

- 第2号加入者は、企業の従業員として個人型年金に加入できる資格に変動がなかったかどうかについて、年1回届け出ることが法令上、義務付けられています。
- この届出には、事業所において企業年金制度等を実施していないこと、また実施している場合は第2号加入者が当該企業年金制度の加入資格を有しないことについて、事業主の方の証明が必要です。
- 具体的には、第2号加入者が以下に示す者でないことについて、事業主の方に証明していただくことになります。

#### ①企業型年金の加入者

#### ②企業年金等(厚生年金基金・適格退職年金制度など)の加入者、加入者または受益者等(※)

(※) 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等を含みます。

#### ③国家公務員共済組合または地方公務員等共済組合の組合員

#### ④私立学校教職員共済制度の加入者

- この届出は、各加入者が連合会の委託を受けた記録関連運営管理機関へ直接届け出ることでも可能ですが、実務上は、事業主が従業員分を取りまとめて各記録関連運営管理機関に提出する方法をとっています。
- 具体的な届出の書式および届出の期日については、記録関連運営管理機関から、事業主の方にお知らせいたします。
- 届出期日の1ヶ月前までに、記録関連運営管理機関から事業主の方に、届出が必要となる加入者のリストが送られます。
- 届出期日までに提出されない場合、当該加入者の掛金引落し  
が停止となることがありますので、ご注意ください。

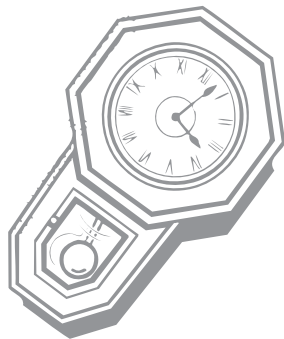
### 2. 加入者が他の登録事業所から転職してきたとき

- 加入者は、「加入者登録事業所変更届(K-011)」を提出しなければなりません。  
⇒ 『加入者が他の登録事業所から転職してきたとき』(25頁)を参照してください。

### 3. 第1号加入者(自営業者等で個人型年金に加入していたもの)を採用したとき

- 加入者は、「加入者被保険者種別変更届(K-010)」を提出しなければなりません。  
⇒ 『第1号加入者(自営業者等で個人型年金に加入していたもの)を採用したとき』(27頁)を参照してください。

いずれの場合も、加入者はそれぞれの届出書等に、事業主の方の証明書を添付することが、法令により義務付けられていますので、ご協力をお願いします。



## 2. 掛金の納付について

- 個人型年金の掛金の納付は、毎月の掛金を翌月の26日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替を行うことにより納付します。
- 第2号加入者の場合、加入者の前月末日の資格をもとに事業主の口座又は加入者本人名義の口座から口座振替により掛金を連合会が収納します。前者を「事業主払込」、後者を「個人払込」と称します。
- 「事業主払込」によって掛金を納付していただいている事業所において、給与天引きを希望しない加入者（従業員）がいる場合は、「個人払込」を行う事業所としてあらたに登録していただくことになります。
- この場合には、1つの事業所において、掛金納付の方法として「事業主払込」と「個人払込」を併用されることになり、2つの登録事業所番号が併存することになります。
- 取り扱い上は、1つの事業所でありながら全く異なる事業所としての扱いとなりますので、登録事業所番号を混同しないようご注意ください。
- 「事業主払込」の場合、「個人型年金掛金納付結果通知書兼個人型年金掛金引落事前通知書」をお送りし、当月の引落予定明細と前月の引落結果明細をお知らせします。

- 掛金額の変更がある場合は「加入者が掛金額を変更するとき（33頁）」を、加入者である従業員が退職した場合は、「退職者の掛金の取扱いについて（12頁）」をご参照ください。



### 3. 源泉徴収について

- 第2号加入者の掛金は、小規模企業共済等掛金として所得控除の対象となります。
- 掛金を給与等から控除（天引き）する場合（事業主払込）は、給与等の源泉徴収税額の算出に当たって、その給与等の金額から社会保険料の金額と小規模企業共済等掛金の額との合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があったものとみなして計算することとなります。
- 給与天引きでなく本人が直接支払った場合（個人払込）については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除されることとなります。
- 連合会では、「個人払込」により掛金を納付した加入者の方に、毎年10月に「**小規模企業共済等掛金払込証明書**」を作成してお送りします。「個人払込」をしている従業員（加入者）がいる事業所は、年末調整を行う際、「小規模企業共済等掛金払込証明書」を必ず提出するよう指導してください。
- 初回の掛金の納付が10月以降の加入者の場合、同証明書の発行は翌年の1月になりますので、年末調整に間に合わないときは、確定申告が必要になります。

## 4. 退職者の掛金の取扱いについて

● 加入者が退職した場合は、速やかにその旨を連合会へ届け出ていただかなければなりません。

連合会では、加入者から資格の喪失等の届出がなければ、退職の事実を把握することができませんので、引き続き掛金の口座振替の処理を行います。

● 「事業主払込」をなされている事業所は、退職した従業員の掛金の引落しを止めるために、以下のようなスケジュールで「退職者に係る掛金引落停止依頼書(K-012)」を事業所登録されている国民年金基金に直接提出していただく必要があります。

- ・・・退職者の退職日が月末である場合  
→「退職者に係る掛金引落停止依頼書(K-012)」を翌月中に提出。(翌月の掛金は引落とされ、翌々月から引落し停止)
- ・・・退職者の退職日が月末でない場合  
→「退職者に係る掛金引落停止依頼書(K-012)」を当月中に提出。(掛金は、翌月から引落し停止)

### ご注意いただきたいこと

● 退職したあとの状況によっては、個人型年金の加入者の資格を喪失しないケースもあります。ケースに応じて速やかにその旨を連合会へ届け出るよう加入者を指導してください。

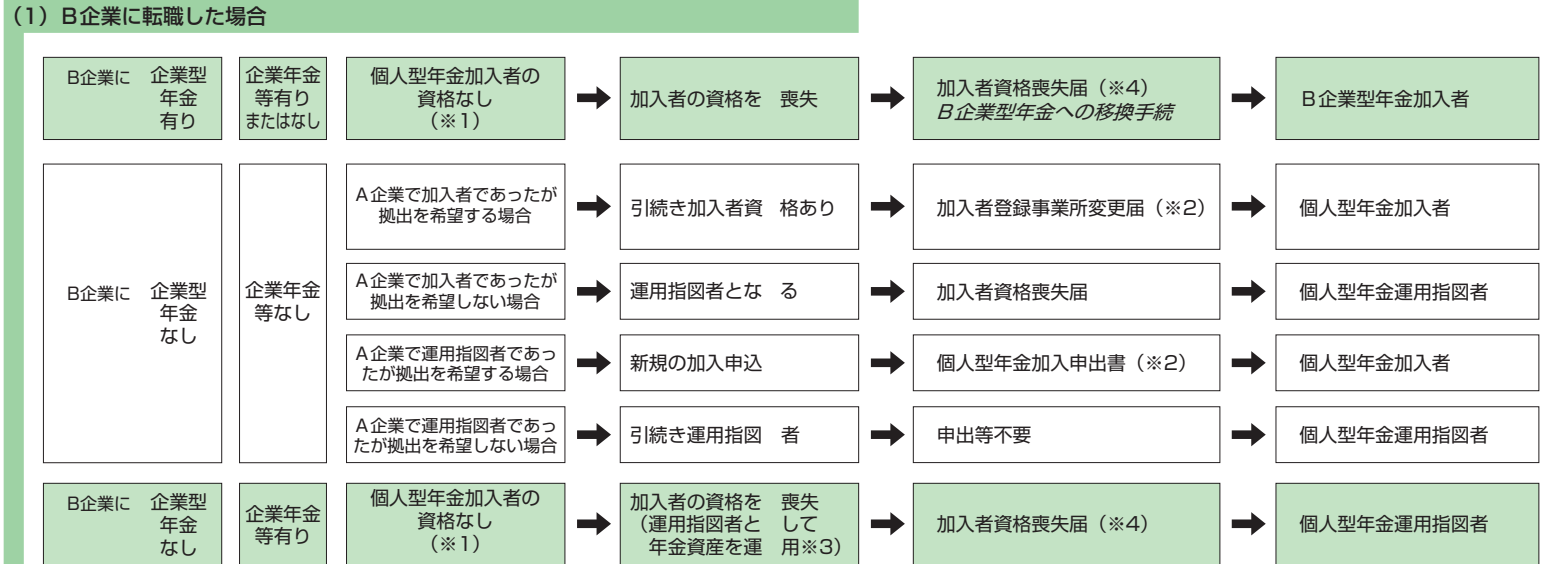
## 5. こんなときには届出を（届出一覧）

	届出が必要なとき	届出の種類	頁
<b>1. 事業主に関する事項の変更</b>			
1	事業所の名称または所在地が変わったとき	■登録事業所名称・所在地等変更届 (K-019)	18
2	掛金の引落口座や金融機関を変更するとき	■登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届 (K-020) ■預金口座振替依頼書	19
3	掛金納付の方法を変更するとき	■加入者掛金納付方法変更届兼事業所登録申請書(K-008) ○預金口座振替依頼書	20
4	登録事業所を廃止するとき	■事業所登録廃止届(K-021) ○加入者資格喪失届(K-015)等	22
<b>2. 加入者に関する事項の変更</b>			
1	加入者が他の登録事業所から転職してきたとき	■加入者登録事業所変更届 (K-011) ■事業主の証明書が必要です。	25
2	第1号加入者(自営業者等で個人型年金に加入していたもの)を採用することになったとき	■加入者被保険者種別変更届 (K-010) ■事業主の証明書が必要です。 ○登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届 (K-020)	27
3	加入者が退職することになったとき	○加入者資格喪失届 (K-015) ○加入者登録事業所変更届 (K-011) ○加入者被保険者種別変更届(K-010) ○加入者掛金引落機関変更届(K-006)	29
4	加入者が掛金額を変更するとき	■加入者掛金額変更届(K-009)	33

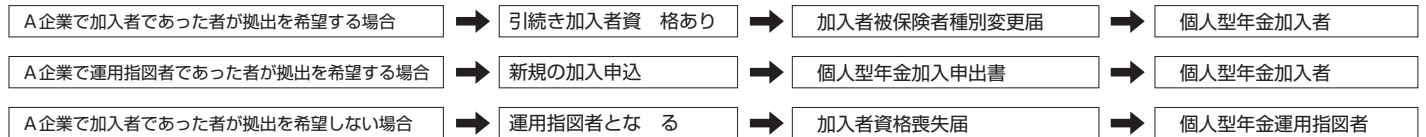
(■は必須、○は場合により必要になります。該当のページを参照してください。)

## 転職した場合等に 必要な手続き

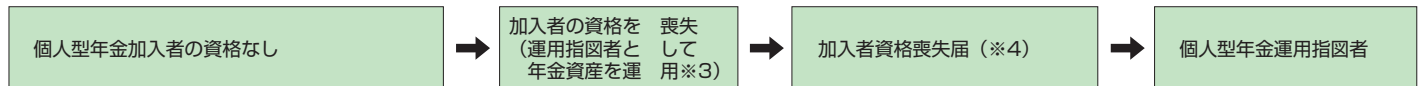
### 1. A企業で、個人型年金の第2号加入者等であった方が



### (2) 自営業者になった場合



### (3) 公務員や第3号被保険者になった場合



ここでは

○企業型年金とは、企業型確定拠出年金を指します。

○企業年金等とは、『厚生年金基金』、『確定給付企業年金』、『適格退職年金』 および『石炭鉱業年金基金』を指します。

※1：B企業の企業型年金または企業年金等の対象となる場合

※2：「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」の添付が必要

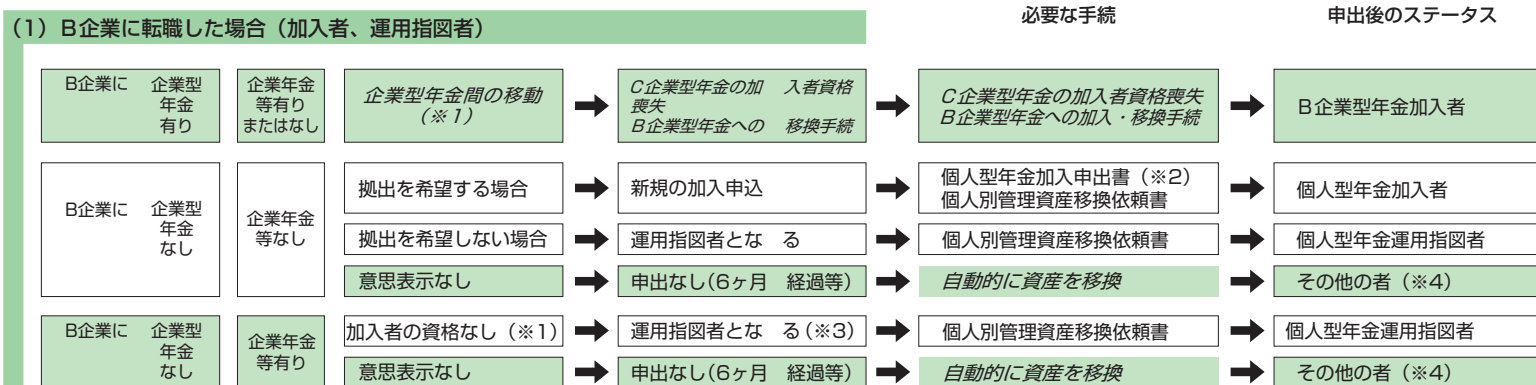
※3：要件を満たした場合、脱退一時金の請求が可能

※4：加入者資格を喪失した理由および喪失年月日を明らかにする書類の添付が必要

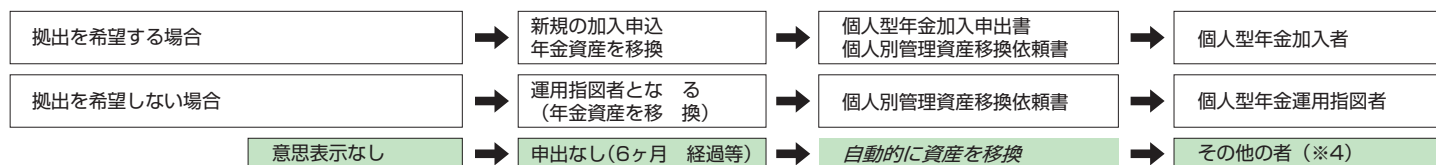


## 転職した場合等に 必要な手続き

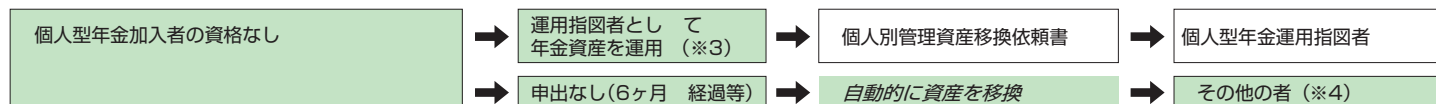
### 2. C企業型年金の加入者であった方が



### (2) 自営業者になった場合



### (3) 公務員や第3号被保険者になった場合



ここでは

- 企業型年金とは、企業型確定拠出年金を指します。
- 企業年金等とは、『厚生年金基金』、『確定給付企業年金』、『適格退職年金』 および『石炭鉱業年金基金』を指します。

※1：B企業の企業型年金または企業年金等の対象となる場合

※2：「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」の添付が必要

※3：要件を満たした場合、脱退一時金の請求が可能

※4：「その他の者」について

●次の場合、個人別管理資産は、連合会に移換され「その他の者」となります。

- ① 企業型年金の加入者の資格を喪失後6ヶ月以内に、他の企業型年金または個人型年金に個人別管理資産を移さなかった場合
- ② 企業型年金が終了した場合、他の企業型年金や個人型年金へ個人別管理資産を移さなかった場合

●「その他の者」となった場合、加入者でも運用指図者でもない状態となり、連合会に申し出て個人型年金の加入者または運用指図者となるか、他の企業型年金の加入者とならなければ運用の指図をすることができません。

# 1 事業主に関する事項の変更

## ① 事業所の名称または所在地が変わったとき

- 事業所の名称、所在地等が変更された場合、「登録事業所名称・所在地等変更届（K-019）」に必要事項を記入して、受付金融機関へ提出してください。

- なお、この場合は個々の加入者から事業所の名称・所在地等の変更に関する届出は不要です。

## ② 掛金の引落口座や金融機関を変更するとき

- 加入者の掛金を給与天引きし、納付していただいている事業所において、掛金引落口座を変更される場合、「登録事業所掛金引落金融機関情報登録・変更届（K-020）」に必要事項を記入し、「預金口座振替依頼書」を添付して、受付金融機関へ提出してください。



### ③ 掛金納付の方法を変更するとき

- 変更前の納付方法により、必要な手続きが異なります。  
ケースに応じて必要な届出書等をご提出ください。

## 1. 「個人払込」から「事業主払込」に変更するとき

### (1) 「事業主払込」に対応する登録事業所番号が既にある場合

- ・必要となる書類  
「加入者掛金納付方法変更届兼事業所登録申請書」

この場合、既に採番されている「事業主払込」用の登録事業所番号を上記の変更届に記入いただき、変更申出者から受付金融機関に提出いただくようお願いします。

### (2) 「事業主払込」に対応する登録事業所番号がない場合

- ・必要となる書類  
「加入者掛金納付方法変更届兼事業所登録申請書」  
「預金口座振替依頼書」（振替口座は事業主口座）

この場合、「事業主払込」用の登録事業所番号を新たに採番する必要があります。上記の変更届の同番号欄への記入は不要です。事業主の署名・捺印のうえ、変更申出者から同届と「預金口座振替依頼書」をあわせて受付金融機関に提出いただくようお願いします。

## 2. 「事業主払込」から「個人払込」に変更するとき

### (1) 「個人払込」に対応する登録事業所番号が既にある場合

- ・必要となる書類  
「加入者掛金納付方法変更届兼事業所登録申請書」  
「預金口座振替依頼書」（振替口座は個人口座）

この場合、既に採番されている「個人払込」用の登録事業所番号を上記の変更届に記入いただき、事業主の署名・捺印のうえ、変更申出者から同届と「預金口座振替依頼書」をあわせて受付金融機関に提出いただくようお願いします。

### (2) 「個人払込」に対応する登録事業所番号がない場合

- ・必要となる書類  
「加入者掛金納付方法変更届兼事業所登録申請書」  
「預金口座振替依頼書」（振替口座は個人口座）

この場合、「個人払込」用の登録事業所番号を新たに採番する必要があります。上記の変更届の同番号欄への記入は不要です。事業主の署名・捺印のうえ、変更申出者から同届と「預金口座振替依頼書」をあわせて受付金融機関に提出いただくようお願いします。

#### ④ 登録事業所を廃止するとき

- 状況により、必要な手続きが異なります。

### 1. 企業の合併(相手方が存続会社)

#### (1) 企業年金等の制度を実施していない事業所と合併する場合

- 「事業所登録廃止届(K-021)」に、必要事項を記入し、受付金融機関へ提出してください。

- 合併後の新会社(以下、「新会社」という)に移行する加入者が、引き続き加入者であるためには、**新会社が作成する次の書類の提出が必要です。**

- ・「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101)」

事業主払込を行っていた場合で、合併先の事業所が個人払込の場合は、加入者一人一人の「加入者掛金引落金融機関変更届(K-006)」を取りまとめて提出してください。

なお、個々の加入者による「加入者登録事業所変更届(K-011)」の提出は不要です。

- 「事業所登録廃止届」と「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」(加入者人数分)の提出は、受付金融機関に一括で提出してください。

なお、事業所の合併に伴い、掛金の納付方法を事業主払込から個人払込へ変更することとなる場合、「加入者掛金引落金融機関変更届」(加入者人数分)をあわせて受付金融機関に一括で提出してください。

#### (2) 企業型年金を実施している事業所と合併する場合

- 「事業所登録廃止届(K-021)」に、必要事項を記入し、受付金融機関へ提出してください。

- この場合、合併先の企業において、企業型年金の対象となる方は、個人型年金の加入者の資格を喪失します。速やかに「加入者資格喪失届(K-015)」を加入者の資格を喪失した理由および喪失年月日を明らかにする書類を添付して受付金融機関に提出するよう指導してください。

- なお、この場合、これまで積み立てた資産と記録を合併先企業の企業型年金の方へ移さなければなりません。詳細の手続に関しては、合併先の企業にお問い合わせください。

- 一方、合併先の企業において、企業型年金の加入者になれない方は、個人型年金の加入者として引き続き掛金の拠出および運用の指図を行うことができます。ただし、掛金の拠出を継続する場合、合併先の企業が記入した「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」の提出が必要です。合併先の事業所の担当部署と連絡をとり、適切に手続きしてください。

#### (3) 厚生年金基金や適格退職年金などの企業年金制度を実施しており、企業型年金を実施していない事業所と合併する場合

- 「事業所登録廃止届(K-021)」に、必要事項を記入し、受付金融機関へ提出してください。

- この場合、合併先の企業において企業年金制度の対象となる方は、個人型年金の加入者の資格がなくなりますので、速やかに「**加入者資格喪失届(K-015)**」を加入者の資格を喪失した理由および喪失年月日を明らかにする書類を添付して受付金融機関に提出するよう指導してください。
- 一方、合併先の企業において企業年金制度の対象とならない方は、個人型年金の加入者として引き続き掛金の拠出および運用の指図を行うことができます。ただし、掛金拠出を継続する場合、合併先の企業が記入した「**事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書**」の提出が必要です。  
合併先の企業の担当部署と連絡をとり、適切に手続きしてください。

## 2. 企業年金制度の導入等

- 貴事業所において企業型年金や、厚生年金基金などの企業年金制度を導入されることとなり、加入者全員がその制度の対象となる場合は、「**事業所登録廃止届(K-021)**」に、必要事項を記入し、受付金融機関へ提出してください。
- また、この場合、制度の対象となる加入者は、個人型年金の加入者の資格がなくなりますので、速やかに「**加入者資格喪失届(K-015)**」を加入者の資格を喪失した理由および喪失年月日を明らかにする書類を添付して受付金融機関に提出するよう指導してください。
- なお、制度の対象とならない加入者がいる場合には、その加入者は引き続き個人型年金に加入することができますので、上記の「**事業所登録廃止届(K-021)**」は提出不要です。

### ご注意くださいこと

- 加入者から各種変更届（29頁から32頁ご参照）の提出が必要な旨、指導してください。

## 2 加入者に関する事項の変更

### ① 加入者が他の登録事業所から転職してきたとき

- 加入者が転職後の企業において引き続き個人型年金の加入者として掛金の拠出を続けるためには、新しい職場（事業所）の「**事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書**」（「**個人型年金の加入申込と事業主証明書について**（5頁から8頁）」を参照してください。）が必要です。

- 加入者は、「**加入者登録事業所変更届(K-011)**」を受付金融機関に提出しなければなりません、この届出に「**事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書**」の添付が必要となります。

### ご注意くださいこと

- 企業の従業員である加入者（第2号加入者）は、勤め先を退職することにより、ただちに個人型年金加入者の資格を喪失することになるわけではありません。
- 新しい勤め先（事業所）において、引き続き個人型年金の加入者としての資格要件を満たしていれば、加入者として掛金の拠出を続けることができます。
- 連合会は、転職した加入者の新しい勤め先の情報がなければ、掛金を収納することができません。

- 転職して来られた従業員が、前の企業でも個人型年金の加入者であった場合、速やかに「加入者登録事業所変更届(K-011)」を提出するよう指導していただくとともに、「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」を発行していただくようご協力をお願いします。



## ② 第1号加入者(自営業者等で個人型年金に加入していた方)を採用したとき

- 当該加入者が引き続き加入者として掛金の拠出を続けて行くためには、勤務先の「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」（「個人型年金の加入申込と事業主証明書について（5頁から8頁）」を参照してください。）が必要です。

### ご注意いただきたいこと

- 加入者は、国民年金の被保険者資格の種別が変更（このケースでは第1号被保険者から第2号被保険者）になります。
- 連合会での資格確認の結果、日本年金機構の記録と一致しない場合、掛金の引落が停止されます。加入者は速やかに「加入者被保険者種別変更届（K-010）」を提出しなければ、掛金の拠出を続けることができなくなります。
- 採用された従業員が、第1号加入者であった場合、速やかに「加入者被保険者種別変更届」を提出するよう指導していただくとともに、「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」を提出していただくようご協力をお願いします。

- なお、第1号加入者であったときに、第2号加入者の拠出限度額である月額23,000円を超える掛金を拠出していた場合は、第2号加入者として23,000円以内に収まるよう、掛金額の変更も同時に行わなければなりません。被保険者資格種別の変更に伴う掛金額の変更は、「加入者被保険者種別変更届(K-010)」で手続きすることができます。
- 変更後の掛金納付方法が事業主払込の場合で、事業主払込が事業主にとって初めての場合は、「登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届(K-020)」もあわせて提出してください。



### ③ 加入者が退職することとなったとき

- 退職したあとの状況により、必要な手続きが異なります。それぞれの場合に応じて、退職した加入者が適切に届出をするよう指導してください。

#### 1. 転職先に企業年金（厚生年金基金・適格退職年金など）の制度があり、その対象者となる場合

- 個人型年金の加入者の資格がなくなりますので、速やかに「加入者資格喪失届(K-015)」を加入者の資格を喪失した理由および喪失年月日を明らかにする書類を添付して受付金融機関に提出するよう指導してください。

#### ご注意いただきたいこと

- このケースの場合、これまで個人型年金で積み立ててきた年金資産（個人別管理資産）は、転職先の企業年金制度へ移すことはできません。
- 原則、個人型年金の「運用指図者」として、受給開始年齢に達するまでの間、自らの判断によって個人別管理資産を運用することになります。
- 一定の要件を満たす場合に限り、脱退一時金を請求することができます。詳細は、運営管理機関へお尋ねください。

## 2. 転職先に企業型年金の制度があり、その対象者となる場合

- 個人型年金の加入者の資格がなくなりますので、速やかに「**加入者資格喪失届 (K-015)**」を加入者の資格を喪失した理由および喪失年月日を明らかにする書類を添付して受付金融機関に提出するよう指導してください。
- なおこの場合は、これまで積み立てた資産を転職先の企業型年金の方へ移さなければなりません。手続の詳細に関しては、転職先の企業型年金の実施事業所で問い合わせるよう指導してください。

## 3. 国家公務員または地方公務員ならびに私立学校の教職員となる場合

- 個人型年金の加入者の資格がなくなりますので、速やかに「**加入者資格喪失届 (K-015)**」を加入者の資格を喪失した理由および喪失年月日を明らかにする書類を添付して受付金融機関に提出するよう指導してください。

### ご注意いただきたいこと

- このケースの場合、「運用指図者」として、これまでに積み立てた年金資産(個人別管理資産)を受給開始年齢に達するまで、運用することになります。
- 一定の要件を満たす場合に限り、脱退一時金を請求することができます。詳細は、運営管理機関へお尋ねください。

## 4. 転職先の企業に企業年金も企業型年金もない場合

- 引き続き個人型年金の加入者として掛金を拠出することができます。
- 転職先の「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」を添付して、「**加入者登録事業所変更届 (K-011)**」を受付金融機関に提出するよう指導してください。

## 5. 自営業者になる場合

- 引き続き個人型年金の加入者として掛金を拠出することができます。
- ただし、国民年金の被保険者資格の種別が、第2号被保険者から第1号被保険者に変わりますので、速やかに「**加入者被保険者種別変更届 (K-010)**」を受付金融機関に提出するよう指導してください。

### ご注意いただきたいこと

- なお、これまで給与天引きによって掛金を納付していた場合は、第1号加入者となったとき、加入者本人名義の個人の口座からの口座振替によって掛金を納付することになりますので「**口座振替依頼書**」を添付して、「**加入者掛金引落機関変更届 (K-006)**」を受付金融機関に提出するよう併せて指導してください。



## 6. 給与所得者の被扶養配偶者（第3号被保険者） なる場合

- 国民年金の第3号被保険者は、制度の対象外となりますので、個人型年金加入者の資格がなくなります。速やかに「加入者資格喪失届（K-015）」を加入者の資格を喪失した理由および喪失年月日を明らかにする書類を添付して受付金融機関に提出するよう指導してください。

## ④ 加入者が掛金額を変更するとき

- .....
- 加入者は、毎年4月から翌年3月までの間で年1回に限り、掛金額を変更することができます。
  - 加入者が掛金額を変更したい場合は、「加入者掛金額変更届（K-009）」を受付金融機関に提出することになりますが、「事業主払込」を行っている場合、給与天引きの関係上、加入者から事業主の方に対しても、掛金額変更の報告が必要です。
  - 受付金融機関へ提出する「加入者掛金額変更届」の写しを給与担当の部署へ提出するなどの社内ルールで対応していただくことが必要となります。



●国民年金基金一覧

(平成23年4月1日現在)

地域型	〒	所在地	電話番号	F A X
北海道	060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目3番地 北一条ビル 4F	011-232-6771	011-210-8884
青森県	030-0802	青森市本町1丁目4-17 三井生命青森ビル 2F	017-777-1700	017-777-9306
岩手県	020-0024	盛岡市菜園1丁目3番6号 農林会館ビル 9F 1号	019-652-4814	019-652-4849
宮城県	980-0802	仙台市青葉区二丁目13-18 ジブラルタ生命仙台二丁目ビル 7F	022-215-3431	022-215-4870
秋田県	010-0001	秋田市中通1丁目4番32号 秋田センタービル 5F	018-837-3611	018-837-7317
山形県	990-0039	山形市香澄町2丁目8番18号 第7近宣ビル 4F	023-625-3870	023-625-6511
福島県	960-8043	福島市中町1番19号 中町ビル 5F	024-523-3387	024-523-3646
茨城県	310-0062	水戸市大町3丁目4番36号 大町ビル 3F	029-225-4797	029-224-4552
栃木県	320-0032	宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル4階	028-623-0580	028-623-0582
群馬県	371-0023	前橋市本町1丁目4番4号 損保ジャパン前橋ビル 5F	027-223-6776	027-223-6779
埼玉県	330-0064	さいたま市浦和区岸町7-11-2 松栄浦和ビル 2F	048-838-7575	048-838-7570
千葉県	260-0014	千葉市中央区本千葉町10番23号	043-221-6370	043-221-7885
東京都	160-0021	新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ 15F	03-5285-8800	03-5285-8809
神奈川県	231-0063	横浜市中区花咲町1-5 第1東商ビル 4F	045-242-1907	045-242-1909
新潟県	950-0087	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル 5F	025-245-9345	025-244-4623
富山県	930-0083	富山市総曲輪2丁目1番3号 富山商工会議所ビル別館 6F	076-422-7558	076-422-7665
石川県	920-0853	金沢市本町1-5-2 リファール 8F	076-224-5551	076-224-5552
福井県	918-8004	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル 3F	0776-33-1660	0776-33-1668
山梨県	400-0031	甲府市丸の内2丁目14番13号 ダイタビル 6F	055-235-1083	055-237-9348
長野県	380-0845	長野市西後町1597-1 長野朝日八十二ビル 4F	026-232-6591	026-237-3340
岐阜県	500-8382	岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館 2F	058-272-5855	058-272-5843
静岡県	422-8067	静岡市駿河区南町18-1 サウスポー静岡 5F	054-287-5557	054-287-5277
愛知県	460-0008	名古屋市中区栄2丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル 9F	052-232-6247	052-232-5857
三重県	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル 5F	059-229-1284	059-229-1285
滋賀県	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル 7F	077-525-9821	077-525-9828
京都府	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80番地 京都産業会館2階	075-212-8415	075-212-2880
大阪府	543-0001	大阪市天王寺区上本町6丁目6番26号 上六光陽ビル 5F	06-6775-5775	06-6775-5780
兵庫県	651-0083	神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル 10F 1009号室	078-271-2535	078-271-3961
奈良県	630-8115	奈良市大宮町4丁目255 まつりビル 2 302号室	0742-36-5761	0742-36-5689
和歌山県	640-8137	和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館 6F	073-433-6100	073-433-6127
鳥取県	680-0833	鳥取市末広温泉町160番地 日交本通りビル3階	0857-29-8988	0857-23-7655
島根県	690-0887	松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5F	0852-24-1611	0852-24-1622
岡山県	700-0822	岡山市北区表町1-5-1 岡山シンフォニービル 10F	086-225-7122	086-225-7135
広島県	732-0052	広島市東区光町1丁目10番19号 日本生命広島光町ビル 4F	082-264-3444	082-264-7010
山口県	753-0072	山口市大手町3番6号 大手町ビル 3F	083-924-7100	083-924-7200
徳島県	770-0944	徳島市南昭和町1-23 三谷第一ビル 2F	088-624-1775	088-624-1779
香川県	760-0005	高松市宮脇町1丁目1番23号 帝大ビル 6F	087-837-8885	087-835-9022
愛媛県	790-0001	松山市一番町1丁目14-10 井手ビル 5F	089-921-2182	089-943-2502
高知県	780-0823	高知市菜園市場1番21号 四国総合ビル 8F	088-885-2525	088-885-2433
福岡県	812-0011	福岡市博多区博多駅前1-1-1 博多新三井ビル 11F	092-413-8713	092-414-5502
佐賀県	840-0831	佐賀市松原1丁目2番35号 佐賀商工会館西別館	0952-29-9955	0952-29-9682
長崎県	850-0031	長崎市桜町4番1号 長崎商工会館ビル 1F	095-828-3324	095-824-0081
熊本県	862-0956	熊本市水前寺公園14番22号 パークビル 7F	096-387-2220	096-387-2255
大分県	870-0021	大分市府内町2丁目2番1号 名店ビル 2F	097-533-8281	097-533-8649
宮崎県	880-0812	宮崎市高千穂通1-6-38 ニッセイ宮崎ビル 3F	0985-25-0090	0985-25-0089
鹿児島県	892-0828	鹿児島市金生町7番8号 鹿児島金生町ビル 4F	099-222-6243	099-225-8634
沖縄県	900-0029	那覇市旭町116番地37 自治会館3階	098-941-3061	098-941-3065

●国民年金基金一覧

(平成23年4月1日現在)

職能型	〒	所在地	電話番号	F A X
歯科医師	102-0074	千代田区九段南2丁目4番4号 ハリアファクス九段ビル 8F	03-3262-9294	03-3262-9298
全国農業まどり	102-0093	(平成23年4月15日付)東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル 13F	03-3221-8131	03-5275-0397
全国社会保険労務士	103-0021	中央区日本橋本石町3-2-12	03-6225-4878	03-6225-4879
日本医師・従業員	170-0002	豊島区巢鴨1-6-12 マグノリアビル 2F	03-5976-2121	03-5976-2210
漁業者	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル 8F	03-3294-9869	03-3518-6877
日本薬剤師	160-0004	新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル 8F	03-3352-7558	03-3352-7257
日本税理士	141-0032	品川区大崎1-11-8 日本税理士会館 5F	03-5435-0821	03-5435-0822
土地家屋調査士	112-0013	文京区音羽1-15-15 シティ音羽 2階 205号	03-3943-9691	03-3943-9692
司法書士	160-0003	新宿区本塩町9番地3 司法書士会館 4F	03-3341-2561	03-3341-4130
日本弁護士	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 14F	03-3581-3739	03-3581-3720
日本柔道整復師	101-0021	千代田区外神田4丁目12番7号 双栄ビル 8F	03-3253-0701	03-3253-0702
全国個人タクシー	164-0013	中野区弥生町5丁目6番6号 個人タクシー会館 4階	03-5342-9770	03-5328-0732
公認会計士	102-0074	千代田区九段南4-4-9 ニッキン第2ビル 8F	03-3515-1170	03-5226-3365
全国板金業	108-0073	港区三田1-3-37 板金会館 4F	03-5443-2581	03-5443-6045
日本建築業	105-0003	港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル 5F	03-3504-1710	03-3504-1730
全国損害保険代理業	100-0006	千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル321区 (社)日本損害保険代理業協会内	03-6268-0011	03-6268-0012
日本種類飲食業	101-0051	千代田区神田神保町2-4 雑業会館4F	03-3262-3484	03-3262-3482

